

議案第6号

渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画及び多様性を尊重する社会を総合的かつ計画的に推進し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 多様性を尊重する社会 性別等、年齢、障害の有無、国籍、文化的な背景等の違いにかかわらず、全ての人が個人として尊重され、その個性と能力を發揮し、それぞれの違い及び共通点を認め合う調和のある社会をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 性別等 生物学的な性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等をいう。
- (5) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

(6) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 個人としての尊厳を重んぜられ、性別等による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行によって個人の活動が制限されることなく、自らの意思により多様な生き方を選択できること。

(3) 個人が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する人が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に努めなければならない。

(性別等による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、他者に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える行為をいう。）を行ってはならない。

4 何人も、他者の性的指向又はジェンダーアイデンティティに関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

(年次報告書の公表)

第8条 市長は、毎年、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進状況並びに男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する市の施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民等及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第12条に規定する渋川市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(学習の機会の提供)

第10条 市は、市民等及び事業者が男女共同参画及び多様性を尊重する社会に関する理解を深めるため、男女共同参画及び多様性を尊重する社会に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

(施策に対する意見の申出)

第11条 市民等及び事業者は、市が実施する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策又は男女共同参画及び多様性を尊重する社

会に影響を及ぼすと認められる施策について、市に意見を申し出ることができるものとする。

- 2 市は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認めるときは、次条に規定する渋川市男女共同参画審議会に意見を聴くものとする。

(審議会の設置)

第12条 基本計画その他男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、渋川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第13条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関し、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に定められている基本計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

(渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年渋川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会委員	6, 100
-------------	--------

理 由

男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進するため、条例を制定しようとするものである。